

# 令和6年度 給与支払報告書の作成と提出について

よくお読みになって、記入内容に誤りのない給与支払報告書を作成し、必ず期限までに提出して下さるようお願いいたします。

## 1 給与支払報告書の提出

### (1) 対象者と提出先

対象者	提出先
令和6年1月1日現在において給与の支払を受けている方(※1)	令和6年1月1日現在居住している市町村
令和5年中に給与の支払を受けていた方で、その後、年の途中で退職等により給与の支払を受けなくなった方(支払金額が30万円以下の場合は省略可)	退職等をした日現在居住していた市町村

(※1) 次の方についても、給与支払報告書の提出が必要です。

- ・個人で確定申告をする方(給与の支払金額が2,000万円を超える方等)
- ・給与の支払金額が少額で所得税の源泉徴収税額が0円の方(アルバイト、パート等)

### (2) 提出期限 **令和6年1月31日(水)**

- (3) 提出書類
- ア 給与支払報告書(総括表)…………… 提出する市町村ごとに1枚
  - イ 給与支払報告書(個人別明細書)… 受給者1名につき1枚
  - ウ 普通徴収切替理由書…………… 提出する市町村ごとに1枚  
(特別徴収できない方がいる場合のみ)

※ 上記以外の書類は同封しないでください。

- (4) 提出義務
- 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、給与支払報告書の提出義務があります。  
なお、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、源泉徴収義務がないので給与支払報告書の提出義務はありません。(地方税法第317条の6)

## 2 給与支払報告書の提出後に給与の支払を受けなくなった方がいる場合

給与支払報告書を提出された方のうち、4月1日までに給与の支払を受けなくなった方がいる場合には、給与所得者異動届出書に必要事項を記入し、4月12日までに提出してください。

なお、給与の支払を受けなくなった方で、かつ令和5年中に転居している場合は、年度によって課税する市町村が異なるため、令和5年度課税分及び令和6年度分に係る異動届出書を、それぞれ転居前と転居後の両方の市町村に提出する必要があります。

給与支払報告書の提出先(受給者の居住する区ごとに分ける必要はありません)

〒330-8603 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階

北部市税事務所 法人課税課 特別徴収係 電話048-646-3271 FAX048-646-3164

※ さいたま市ホームページ(<https://www.city.saitama.jp/>) → 「事業所向けの情報」

→ 「税金」 → 「個人市民税・県民税」 → 「様式集」

さいたま市 給与支払報告書

検索



### 3 給与支払報告書（総括表）の作成

#### (1) 用紙

令和6年度用を使用してください。

特別徴収ができない方がいる場合、普通徴収切替理由書の添付が必要となり、普A～普Fの理由に該当する必要があります。

#### (2) - 1 記載上の注意点（給与支払報告書（総括表））

令和6年度(令和5年分) 給与支払報告書(総括表)・普通徴収切替理由書																	
提出日 令和6年1月20日										提出期限: 令和6年1月31日(水)[消印有効]							
<b>記載例</b>																	
指定番号 15 24 0007654321 78																	
さいたま市 提出用	1 給与の支払期間	令和5年1月分から12月分まで															
	2 給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			
	フリガナ	サイタマ カブシキカイシャ										8 事業種目	サービス業				
	3 給与支払者の氏名又は名称	さいたま 株式会社										9 受給者総人数	45 人				
	4 同上の所在地	〒 <del>337-8586</del> 330-8603 埼玉県さいたま市浦和区常盤〇丁目〇番〇号 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町〇丁目〇番〇号										10 さいたま市への報告人員	特別徴収 (給与天引き)	14 人			
	個人住民税書類送付先											普通徴収 (個人で納付)	8 人				
												合計	22 人				
	5 代表者の職・氏名	さいたま 太郎										11 所轄税務署名	大宮税務署				
	6 連絡者の氏名・所属・電話番号	給与課 さいたま 花子 (048) 646 - x x x x										12 給与の支払方法及びその期日	月給毎月25日				
	7 関与税理士の氏名・電話番号	( ) -										13 納付書の送付	要・不要				
市処理欄	徴収区分	<input type="checkbox"/> 添付書面 <input type="checkbox"/> 自社製 <input type="checkbox"/> 区分紙 <input type="checkbox"/> 給報内容 <input type="checkbox"/> TEL →										照会記録	月 日 市担当 事担当 氏				
												<input type="checkbox"/> 副分あり		<input type="checkbox"/> 確認済			
符号	普通徴収切替理由										人数						
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)										人						
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者)										人						
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が100万円以下の場合等)										5 人						
普D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)										人						
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)										人						
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び 休職者(4月1日現在で給与の支払を受けていない)										3 人						
普通徴収切替理由の合計人数										8 人							

## 1 給与の支払期間

令和6年度分は令和5年1月から12月までと記載してください。

## 2 給与支払者の個人番号又は法人番号

給与支払者の法人番号又は個人番号を必ず記載してください。個人番号を記載する場合は、左側1文字空けてください。

## 9 受給者総人員

1月1日現在の事業所の給与受給者の総人数（さいたま市外在住者含む。）を記載してください。

## 10 特別徴収対象者

報告人員のうち、特別徴収対象者の人数を記載してください。

## 10 普通徴収対象者

報告人員のうち、特別徴収できない人数を記載してください。

※国様式の場合、「普通徴収対象者（退職者）」と「普通徴収対象者（退職者を除く）」で項目が分かれているため、さいたま市様式の場合、その人数の合計を記載して下さい。

## 10 報告人員合計／報告書人員

その市町村へ提出する人数を記載してください。

## 12 納入書

「要」「不要」どちらかを○で囲んでください。特別徴収（給与差引き）を銀行窓口等でお納めする場合は納入書の送付の要に○をつけてください。

◎特別徴収義務者指定番号はさいたま市の指定番号（10桁）の印字がない場合のみ、必ずご記載ください。

◎所在地、名称、電話番号等が印字されています。印字された内容に誤り・変更がありましたら、赤字で訂正して使用してください。

### (2) - 2 記載上の注意点（普通徴収切替理由書）

特別徴収できない方の人数を普Aから普Fの理由ごとに集計し、記載してください。

次の点は特に御注意ください。

- ① 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A～普F）を記載してください。この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり特別徴収対象者として取り扱います。
- ② 符号「普B」は、乙欄適用者などが対象となります。
- ③ 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。退職年月日に記載がある場合は、符号「普F」の記載を省略できます。

※ eTAX 等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の添付は不要です。また、該当する方の個人別明細書の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力し、摘要欄に該当する符号（普A～普F）を記載してください。

④特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、図のようにして提出してください。

【図】

【摘要欄記入例】



普通徴収の場合は、普通徴収切替理由書の該当する符号を必ず記載してください。

	普 F												
	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日
	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日	給与支払報告書の作成日

#### 4 給与支払報告書（個人別明細書）の作成

##### (1) 用紙

令和6年度用を使用してください。

- ・オレンジ色刷（3枚複写）…税務署へ源泉徴収票の提出を要する方用

（支払金額が法人役員150万円、一般の受給者500万円を超える者等）

- ・緑色刷（2枚複写）…………… その他の方用

##### (2) 記載上の注意点

個人別明細書は、原則、所得税の源泉徴収票と同じ事項を記載しますので、詳細については、税務署が作成している「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御覧ください。

6 給与と支払報告書（個人別明細書）

※		※種別		※整理番号		※	
※区分		(受給者番号) 123-456789					
住所		(個人番号) 012345678900					
さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1		(役職名) 代表取締役社長					
氏名 (フリガナ) サイタマ タロウ		氏名 さいたま 太郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
① 給与・賞与	4,500,000円	3,160,000円	2,592,000円				
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族	
有 従者		千円		特定 従者		内 人 従者	
○		380,000		1		1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内 36千000円		90,000円		50,000円		28,400円	
332,000円						⑤	
(摘要) 普F							
前職: ○○商事 令和5年3月31日退職							
支払金額 900,000円 社会保険料 40,000円 源泉徴収税額 8,000円							
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額	
60,000円		20,000円		60,000円		20,000円	
住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
⑥ 2		24年1月10日		住		11,500,000円	
住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
205,000円		2年8月20日		住(特)		9,000,000円	
源泉・特別控除対象配偶者		氏名 (フリガナ) サイタマ マサコ		氏名 (フリガナ) サイタマ ジロウ		氏名 (フリガナ) サイタマ ハナコ	
配偶者の合計所得		100,000円		基礎控除の額		480,000円	
1		012345678901		1		012345678904	
2		012345678902		2			
3		012345678903		3			
4				4			
未成年者		外国人		死亡退職者		災害者	
本人が障害者		特 別		その他		その他	
○							
個人番号又は法人番号		9876543210987 (右詰で記載してください。)					
住所(居所)又は所在地		さいたま市大宮区吉敷町〇丁目〇番〇号					
氏名又は名称		さいたま 株式会社 (電話) 048-646-xxxx					

『住所』・『氏名(フリガナ)』・『受給者生年月日』は、必ずご記載ください。  
※ 記載漏れがある場合、再提出をお願いすることがあります。

①【有】欄  
主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合に控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載します。  
年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載します。  
【従有】欄  
従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有しているときは「○」と記載します。

②本人、③扶養親族ともに『個人番号』を必ずご記載ください。  
控除対象扶養親族の区分は次のとおり記載してください。  
居住者:「空欄」  
非居住(30歳未満又は70歳以上):「01」  
非居住(30歳以上70歳未満、留学生):「02」  
非居住(30歳以上70歳未満、障害者):「03」  
非居住(30歳以上70歳未満、38万円以上送金):「04」  
なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

④支払をする方の『個人番号』(12桁)又は『法人番号』(13桁)を記載してください。

⑧「摘要」欄に記載する項目

- 普通徴収の理由に該当する場合は「普通徴収切替理由」の「符号」(普A・普B等)を記載します。
- 青色事業専従者は、【専従者】と記載します。
- 租税条約により課税免除を受ける場合は、朱書きで『〇〇条約〇〇条該当』と記載します。
- 海外勤務者は、朱書きで『〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 〇〇国』と記載します。
- 他支払分を含めて年末調整をしている場合、『支払者名』・『退職年月日』・『支払金額』・『社会保険料』・『源泉徴収税額』を記載します。  
※「摘要」欄に他支払分の『支払者名』・『支払金額』等が記載されていない場合、他の個人別明細書支払金額と合算して個人市民税・県民税を計算します。
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者に該当する場合、『氏名(同配)』を記載します。
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族に該当がある場合は、摘要欄に『氏名の前に(退)、氏名、配偶者又は扶養親族、生年月日、住所、障害者又は特別障害者、合計所得金額の見積額、寡婦又はひとり親』を記載します。5人目以降の個人番号を記入する欄に『個人番号(マイナンバー)』を記載します。個人番号(マイナンバー)の前に摘要欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、摘要欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。

⑤⑥⑦住宅借入金等特別控除

- 『住宅借入金等特別控除の額』を記載します。  
算出税額(復興特別所得税を含まない)から控除した額を『住宅借入金等特別控除の額』欄に記載します。住宅借入金等特別控除額が算出税額よりも大きい場合は、算出税額を限度に記載します。
- 『住宅借入金等特別控除可能額』を記載します。  
住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない場合は、源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄に記載されている額を『住宅借入金等特別控除可能額』に転記します。
- 『居住開始年月日』・『住宅借入金等特別控除区分』・『住宅借入金等年末残高』を記載します。  
※ 租税特別措置法第41条の3の2に規定する特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、又は住宅借入金等特別控除適用数が2回以上の場合には、異なる居住年ごとに区分し、居住年ごとの『居住開始年月日』・『住宅借入金等特別控除区分』・『住宅借入金等年末残高』を記載してください。  
(住宅借入金等特別控除区分)  
住 …一般の住宅借入金等特別控除の場合(住宅の新築及び増改築等)  
認 …認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合  
増 …特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合  
震 …東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合  
※一般の新築住宅の場合には「住」になりますのでご注意ください。  
上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が  
・「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」  
・「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。)には「(特特)」  
・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」  
・「特例居住用家屋」に該当する場合には「(特家)」と併記してください。